

第 79 回全日本学生ヨット選手権大会

帆走指示書

1. 規則

- 1.1 本大会は、『セーリング競技規則 2013-2016 』（以下『規則』という）に定義された規則を適用する。ただし、これらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- 1.2 『全日本学生ヨット連盟規約』、『470 級学連申し合わせ事項』、『スナイブ級学連申し合わせ事項』、及び『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』を適用する。
- 1.3 付則 D は適用しない。
- 1.4 SCIRA 規則『国内及び国際選手権大会の運営規定』は適用しない。
- 1.5 規則 41 に以下を追加する。
『(e) 自チームの他艇からの援助。』
- 1.6 規則 60.1 (b) に以下を追加する。
『但し、艇は、自チームの他艇から受けた損傷または傷害に基づいて救済要求を行うことはできない。』
- 1.7 次の規則を追加する。
『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則第 2 章の規則違反に対してのペナルティーはないものとする。』

2. 競技者への通告

競技者への通告は、セーリングハウス 1 階ホールに設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示(以下『指示』という)の変更は、それが発効する当日の 08:30 までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、前日の 17:30 までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、セーリングハウス（大会陸上本部）前のポールに掲げられる。
- 4.2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号回答旗中の『1 分』を『50 分以降』と置き換える。
- 4.3 音響信号 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗掲揚後 50 分以降に発する。艇はこの信号が発せられるまで出艇してはならない。」ことを意味する。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみにも適用する。
- 4.4 Y 旗が陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に規則 40 を適用する。この項は 規則第 4 章前文を変更している。

5. レース日程

5.1 レース日程とレース数

予定されるレース日程とレース数は次の通りとする。

日付	国際 470 級	国際スナイブ級
10 月 31 日 (金)	3	3
11 月 1 日 (土)	3	3
11 月 2 日 (日)	3	3
11 月 3 日 (月・祝)	2	2
合計レース数	11	11

- 5.2 それぞれの日の最初の国際 470 級の予告信号の予定時刻は 10:30 とし、国際スナイブ級はこれに続く。
- 5.3 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも 5 分以前に音響信号 1 声とともにレース・コミッティー・シグナルボートに『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚する。
- 5.4 11 月 3 日（大会最終日）は 13:00 を超えて予告信号が発せられることはない。
- 5.5 ブリーフィング
レース日の毎朝 08:00 よりヨットハーバー 2 階フロアにて、レース委員会・プロテスト委員会・選手・監督（コーチ）によるブリーフィングを行う。

6. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス	旗
国際 470 級	470 旗
国際スナイプ級	スナイプ旗

7. レース海面

【添付図 A】に、レース海面および危険エリアの位置を示す。

8. コース

8.1 【添付図 B】の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前に、レース・コミッティー・シグナルボートに最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

9.1 マーク 1、2、3 はオレンジ色の円錐形ブイ、マーク 4 は黒色の円錐形ブイとする。(マークに数字は付されていない。)

9.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース・コミッティー・シグナルボートとポートの端にあるレース・コミッティー・ボートとする。

9.3 フィニッシュ・マークは、ポートの端にあるレース・コミッティー・ボートと、スターボードの端にある黄色円筒形ブイとする。

9.4 指示 11 に規定する新しいマークは、赤色の円球形ブイとする。

10. スタート

10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。

10.2 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、審問なしにスタートしなかった「DNS」と記録される。これは規則 A4、A5 を変更している。

10.3 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則 30.3 に抵触した艇のエントリー番号は、次のレースの予告信号前にレース・コミッティー・シグナルボートのスターン掲示板に掲示される。これは規則 30.3 を変更している。

10.4 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。【添付図 C】にスタート・エリアを示す。

10.5 準備信号として『U 旗』が掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に艇体、乗員または艀装の一部でもスタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。(この場合「UFD」の略語を用いて記録される。) ただし、レースが再スタート、再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とされない。この規則が適用される場合には規則 29.1 は適用されない。これは規則 26 及び 29.1、規則 A4、A5、A11 を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、スターボードの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

13. ペナルティー方式

13.1 規則 42 違反に対し、付則 P が適用される。ただし、規則 P1 文中の『セール番号』は、『セール番号』または『エントリー番号』と置き換える。これは規則 P1 を変更している。

13.2 規則 44.1 に基づきペナルティーを履行した艇は、抗議締切時刻内に大会陸上本部において『ペナルティー報告書』を提出しなければならない。

14. タイム・リミットと目標時間

14.1 タイム・リミットと目標時間は次の通りとする。

クラス	タイム・リミット	マーク 1 のタイム・リミット	目標時間
国際 470 級	80 分	25 分	50 分
国際スナイブ級	80 分	25 分	50 分

マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。この項は規則 32.1 を変更している。目標時間通りにならなくても救済の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。

14.2 規則 30.3 及び指示 10.5 に違反しないで先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後、20 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった「DNF」』として記録される。この項は規則 35、及び A4、A5 を変更している。

15. 抗議と救済要求

15.1 レース・エリアで関与したか、または目撃したケースに関して抗議しようとする艇は、そのレースをフィニッシュ後、直ちにフィニッシュ・ライン付近に位置する B 旗を掲げたレース・コミッティー・ボート（または、B 旗を掲げたプロテスト委員会ボート）に、抗議の意思を口頭で伝えなければならない。これは RRS61.1 の追加項目である。但し、プロテスト委員会がやむを得ないと判断した場合は、この限りでない。

15.2 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。

15.3 抗議締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了後 70 分とする。この時刻は公式掲示板に掲示される。

15.4 レース委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則 61.1 (b) に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は抗議の通告を掲示する。

15.5 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。

15.6 指示 13.1 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、レース終了後掲示される。

15.7 審問の順序及び待機場所

(1) 審問は基本的に抗議受付順に行う。

(2) 当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。

15.8 指示 4.3、4.4、10.4、17.1、17.2、18、19、22、23、及び規則 55、規則 77、付則 G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1 (a) を変更している。これらの違反に対するペナルティー及びクラス規則違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。

15.9 大会最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。

(1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。

(2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された後 20 分以内。

この項は規則 66 を変更している。

15.10 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。

16. 得点

16.1 大会の成立には、3 レースを完了することが必要である。

16.2 クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム 3 艇の得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。この項は規則 A2 を変更している。

16.3 総合得点は、両クラスに参加した大学の、両クラスの全ての得点の合計とし、より得点の低い大学を上位とする。

16.4 クラス別のチーム得点がタイとなった場合は、規則 A8 の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。

16.5 総合の得点がタイとなった場合には、その大学は同順位とし、その次の順位を決位とする。

16.6 規則 90.3 (b) に規定された以下の規則に基づく失格（「DNE」、「DGM」）に対する得点は、シリーズに参加した艇の数に 5 を加えた得点とする。これは規則 A4.2 を変更している。

・規則 2

・規則 30.2 の最後の文

・規則 P2.2 または P2.3 に適用する場合の規則 42

・規則 69.2 (c) (2)

16.7 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇は大会

本部に用意されている『得点照会要請書』に所定の事項を記入し要請しなければならない。

17. 安全規定

17.1 出艇申告と帰着申告

- (1) 出艇しようとする競技者は、その日の8:30から09:00までの間に大会本部に出される『出艇申告書』にサインをしてから出艇しなければならない。
- (2) 帰着申告後に再出艇する場合（AP/H旗、N/H旗での帰着やリタイアによる帰着後の再出艇）は、随時出艇申告を受け付ける。サイン無しの再出艇は認められない。
- (3) 帰着した競技者（レース委員会が正当な理由があると認めた場合その代理人）は帰着後速やかに大会陸上本部の『帰着申告書』にサインをしなければならない。その日の最終レース終了後の帰着サインは、遅くともその日の当該クラスの抗議締切時刻までに完了させなければならない。

17.2 リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れリタイアの意思を近くのレース・コミッティー・ボートに可能な限り伝えなければならない。競技者は帆走指示書17.1(3)に従い帰着申告を行った後、速やかにレース委員会で入手できる『リタイア報告書』を提出しなければならない。

17.3 レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的救助活動を行うことがある。この場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則60.1(b)を変更している。

17.4 指示17.1の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3点の得点を与える。但し、当該種目参加艇数+1点を上回らない。これは規則63.1、及びA4、A5を変更している。なお引き続きレースが行われた場合には指示17.1(1)及び(2)の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示17.1(3)の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

18. 乗員表・乗員変更届の提出及び乗員の交替

18.1 全ての参加艇は、第1レースの乗員表を出艇前にレース委員会に提出しなければならない。

18.2 2レース目以降に乗員を変更する場合は、その都度出艇前に、レース委員会に『乗員変更届』を提出しなければならない。海上で交替した場合は、予告信号前にレース・コミッティー・シグナルボートに伝えた後、帰着後に『乗員変更届』を提出しなければならない。

19. 装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の事前の承諾なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に『装備交換申請書』を提出し行わなければならない。

20. 装備と計測のチェック

20.1 艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20.2 水上で艇は、レース委員会イクイップメント・インスペクターまたはメジャラーにより、検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

20.3 帰着後、陸上において指定された艇は、速やかに計測場所に艇を持ち込まなければならない。

21. 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。

マーク監視及び救助ボート・・・・・・ピンク色旗を掲揚

プロテスト委員会ボート・・・・・・白地に赤字でPの旗を掲揚

22. 支援艇・応援艇

22.1 支援艇・応援艇は、水上にいる間、陸上本部で貸与する識別旗を目立つように掲揚しなければならない。

22.2 支援艇・応援艇は、艇および運営艇を妨げてはならない。また、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。

22.3 チーム・リーダー、コーチその他の支援要員およびそのチームの関係者の乗艇している支援艇・応援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。（【添付図D】参照のこと。）

22.4 支援艇・応援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。

22.5 レース委員会艇に『数字旗8』が掲揚された場合、『支援艇・応援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを

意味する。この信号はレース中であっても発せられることがある。この場合、指示 22.2、22.3、および 22.4 は適用しない。

- 22.6 レース委員会またはプロテスト委員会は、支援艇・応援艇の指示 22.1、22.2、22.3、22.4 または 22.5 の違反を申し立てて、その支援艇・応援艇の関与する艇を抗議することができる。プロテスト委員会は、審問においてその支援艇・応援艇が違反したと判定した場合、その支援艇・応援艇の関与するチームの艇にペナルティーを課すことができる。これは、規則 64.1 を変更している。違反を申し立てられた支援艇・応援艇の代表者は、プロテスト委員会から要請された場合、この指示に基づく審問に出席しなければならない。

23. ごみの処分

- 23.1 ごみは支援艇・応援艇に渡してもよい。
 23.2 支援艇・応援艇のないチームは、ごみをレース委員会艇に渡してもよい。

24. 賞

賞は次のように与える。

クラス	優勝旗	賞状	賞品
国際 470 級	1 位	1 位～6 位	1 位～3 位
国際スナイプ級	1 位	1 位～6 位	1 位～3 位
総合	1 位	1 位～6 位	1 位～3 位

25. 責任の否認

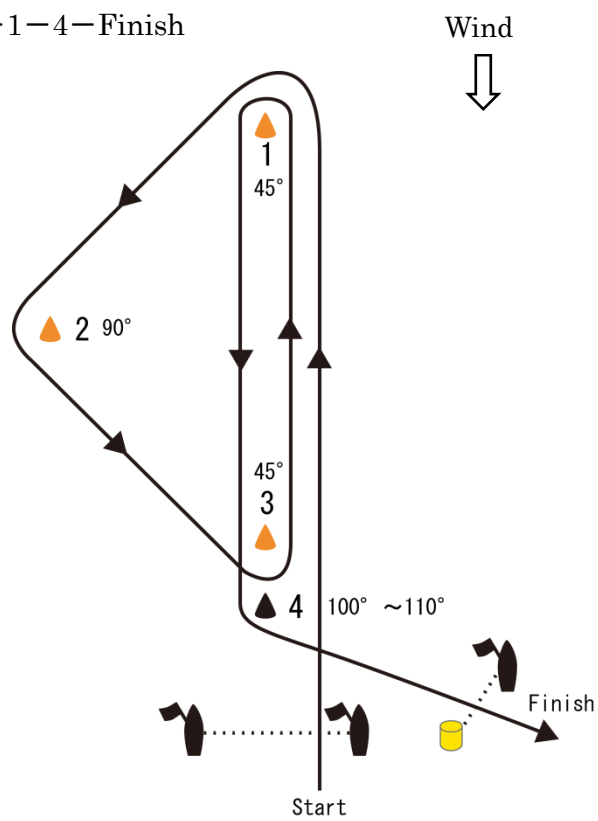
競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則 4「レースすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と関連してこうむった物的損傷または人身傷害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。


【 添付図 A 】 レース海面、及び危険エリア



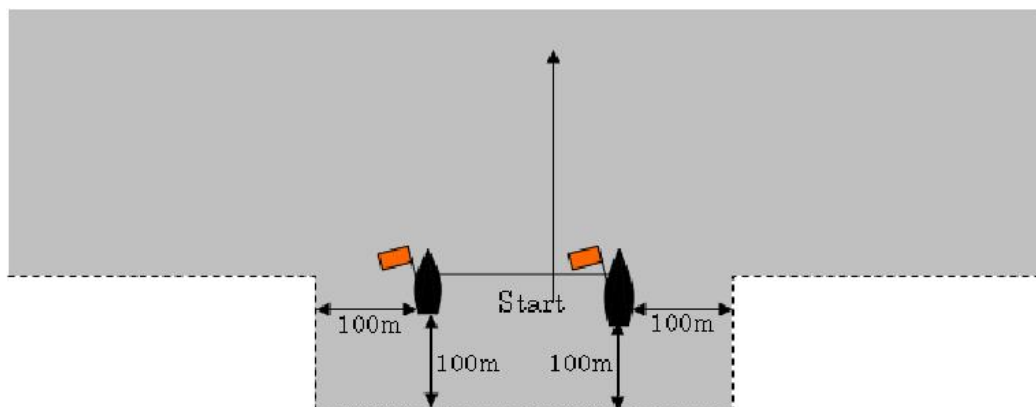
【添付図 B】 コース見取り図

Start-1-2-3-1-4-Finish



【添付図 C】 スタート・エリア ( で示す)

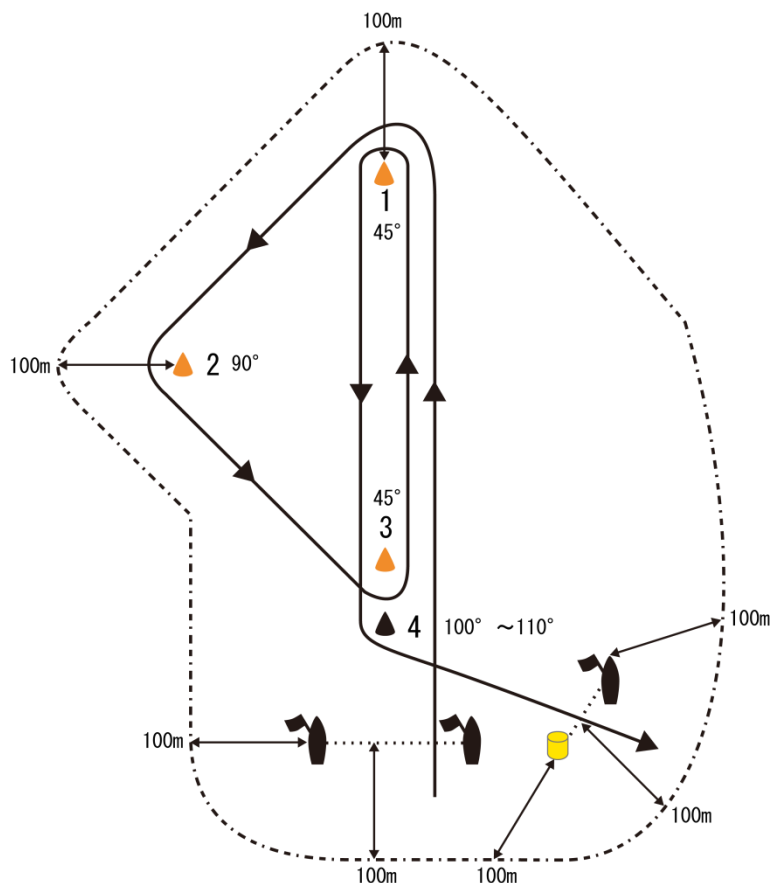
指示 10.4 に規定する「スタート・エリア」



【添付図D】 レース・エリア

指示 22.3 に規定する「艇がレースをしているエリア」

※ 全ての支援艇・応援艇は、レース中、破線の内側に入ってはならない。



博多港 潮汐表

10月31日		11月1日		11月2日		11月3日	
小潮		小潮		長潮		若潮	
満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮
02 : 10	08 : 53	03 : 47	10 : 27	05 : 20	11 : 49	06 : 34	00 : 25
163 cm	65 cm	157 cm	69 cm	160 cm	66 cm	169 cm	71 cm
16 : 12	21 : 32	17 : 32	23 : 17	18 : 30		19 : 17	12 : 47
146 cm	101 cm	153 cm	89 cm	165 cm		178 cm	61 cm